



DIOCESE OF HIROSHIMA

BISHOP'S OFFICE
4-42 NOBORI-CHO
NAKA-KU HIROSHIMA
〒730-0016 JAPAN

ALEXIS MITSURU SHIRAHAMA
DEI ET APOSTOLICAE SEDIS GRATIA EPISCOPUS HIROSHIMAENSIS

PROT.N.

2025年3月7日(金)

広島教区の兄弟姉妹の皆さん

広島教区 司教 白浜 満
広島教区「人権擁護デスク」

2025年「性虐待被害者のための祈りと償いの日」(3月21日)に寄せて

+ 主の平和

復活祭に向けて準備する回心と償いの季節である四旬節に入りました。カトリック教会においては、四旬節の第二金曜日を「性虐待被害者のための祈りと償いの日」と定め、祈りと償いの犠牲をささげるように呼びかけています。今年は、その日が3月21日(金)にあたります。この日に向けて、日本カトリック司教協議会会長である菊地功枢機卿様からのメッセージが、1月31日付でカトリック中央協議会のホームページに掲載されています。 <https://www.cbcj.catholic.jp/2025/01/31/31410/>

今年は通常聖年にあたっていますので、わたしたちも、とくに自分の思い・言葉・行いの振り返りを大切にしたいと思います。そして、各小教区や修道院の判断により、3月21日(金)に合わせ、あるいは前後1週間のいずれかの日に、各共同体のミサや教会の祈り等において、性虐待を受けた被害者の痛みや苦しみを思い、祈りと償いをささげてくださるよう、お願いいたします。

また、この機会に合わせて、セクシュアルハラスメントとは何か、被害者の心身に及ぼす様々な影響(トラウマなど)について、共に学び、分かち合う場を設けていただけると幸いです。そして、この四旬節中だけではなく、日頃からセクシュアルハラスメントの防止に努めて行きたいと思えます。

共同祈願の意向(例)

- 通常聖年を過ごしているわたしたちが、性的虐待の被害に遭われた方々の痛みを心に留め、その傷の癒しのために、自分にできることを考え、進んで実行することができますように。
- 過ちに陥った加害者が自分の罪を深く反省し、被害に遭われた方に心から謝罪し、更正の道を歩むことができますように。
- 仕えられるためではなく、仕えるために来られたキリストに倣って、奉仕の道を歩むことを約束した聖職者がふさわしい心で、自分に与えられた務めを果たすことができますように。

以上